

森町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業 Q&A

【支給対象 ～ 非課税世帯（共通）】

Q：支給対象者は、どのように選択しましたか？

A：住民基本台帳により、令和4年9月30日の基準日での住所地における課税状況等により判定します。

Q：住民税非課税世帯向けの給付又は家計急変世帯への給付、支給要件を満たす場合は、それ又は複数回支給を受けることができますか？

A：本給付金のいずれかの給付を受けた世帯は、給付金の区分に関わらず、再度支給を受けることはできません。

Q：条例減免により、住民税を課されない場合は、どうなりますか？

A：そのような方も、該当となります。

Q：給付金を、役場窓口からの現金支給は出来ますか？

A：基本は、銀行口座振込としますが、森町の判断により、現金給付を行うことは可能です。

Q：代理人による確認書の提出または支給の申請は、出来ますか？

A：可能です。

ただし、次の要件を満たすものに者に限ります。

- 基準日時点での、世帯構成者
- 法定代理人（親権者・成年後見人等）
- 親族、その他の普段から受給者本人の身の回りの世話をしている者

Q：生活保護受給者も該当になりますか？

A：支給対象の該当となります。

○生活保護を受けている方も、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、厳しい状況におかれていることに変わりはないこと。また、生活保護世帯は、住民税非課税世帯であることから、支給対象となります。

○給付金は、生活保護制度上、収入には認定しない取り扱いとなります。

Q：生活保護世帯も対象とありますが、医療扶助等のみ（いわゆる単給）で生活保護を利用している世帯は、住民税非課税世帯に対する給付の対象となりますか？

A：本給付金では、単給の世帯についても、住民税が免除された世帯として、住民税非課税世帯に対する給付の対象となります。

Q：未申告者は、どのような取り扱いとなりますか？

A：未申告者の場合、申請書（確認書）上で「非課税である」旨を明示的に誓約させたうえで、所得がないものとして取扱うこととなります。

A2：後で、申告や更生があったことで支給対象外となった場合、当該者に返還を求めることを原則とします。

A3：世帯員の一部に未申告者がいる場合も同様の扱いとします。

Q：令和4年1月2日以降に海外から入国したため、令和4年度分の住民税が課されていない者は支給対象者になりますか？

A：住民税が課されていない者も住民税非課税に該当し、令和4年9月30日において住民登録されている者（住民登録はないが、日本国内で生活している者を含む。）は支給対象となります。なお、当該入国者の他に世帯員がいる場合は、世帯全員が住民税均等割非課税の場合、支給対象となります。

Q：租税条約に基づく免除を受けたことにより、市町村民税均等割が課されないことになった者は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか？

A：租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、本給付金（非課税世帯に対する給付及び家計急変世帯に対する給付）の対象とはなりません。

Q：基準日において「給付対象者」であった者が、死亡した場合の取扱はどうなりますか？

A：基準日以降に世帯主が亡くなられた場合ですが、当該世帯員がいる場合は、その世帯の新たに世帯主となった方が、受給者となります。

単身世帯の場合は、世帯自体無くなってしまうので給付されません。

【支給対象～家計急変世帯】

Q：家計急変に対する支給の趣旨は？

A：これまで一定の収入があり、市町村民税（均等割）が課税されている世帯であっても、予期せず家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税（均等割）非課税相当と見なされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から、支給を行うものです。

「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当せず、当該月を任意の1か月として申請することはできません。なお、不法行為に起因する収入の減少は、「予期せず家計が急変」に該当しません。

Q : 「任意の 1 か月」は、令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までのどの月を選定することができますか？

A : 申請者が選定する任意の 1 か月については、令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までのいずれの月を選定しても構いません。なお、直近の家計の状況に基づき判定をするためには、申請月に可能な限り近接した月の選定が望ましいと考えられます。

Q : 「任意の 1 か月」の収入の減少ではなく、年間収入（所得）による申請も可能ですか？

A : 源泉徴収票の写し等に基づき、令和 4 年中の収入をもとに、市町村において、市町村民税均等割非課税水準相当であると判断できる場合には、年間収入（所得）により申請することも可能です。

Q : 家計急変世帯の収入要件は、世帯員個人ごとに判定することになりますか？

A : 世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることを確認します。

Q : 家計急変世帯に該当するかは、収入の種類は、給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入の 4 種類で判断することになりますか？

A : 市町村民税（均等割）非課税限度額の判定に利用する合計所得金額の主な項目について収入に算定することとします。具体的には、給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）の経常的な収入になります。また、これ以外の収入は勘案しません。

Q : 1 年間のうち収入月が特定月に生じる業種の場合、どのような取扱いとなりますか？

A : 家計急変世帯に対する給付は、予期せず家計が急変し住民税非課税となる水準に相当する収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、予期せず収入が減少したわけではないため、支給要件を満たしません。